

# 清瀬市消費生活センターだより

No.86 (令和元 (2019) 年 5 月)



ハプちゃん

# ちえのわ



## エコまつりを開催します！

6月14日(金)・15日(土) 午前10時～午後3時

消費生活センター登録団体が、団体の活動や消費者問題を広く知っていただくために、エコまつり(旧ちえのわフェスタ)を開催します。

清瀬市消費生活センターだより

## 「ちえのわ」とは？

1997年5月に清瀬市消費生活センターが清瀬駅北口徒歩5分の場所にオープンしました。

消費生活センターだより「ちえのわ」創刊号を1998年2月に発行。

「ちえのわ」とは、『互いのちえを出し合い、輪をつなぐ、広げる』という意味で名づけられました。

## 「ハプちゃん」とは？



「ハプちゃん」とは、センター開設時からの協カメンバーである清瀬市在住のイラストレーターが描いた、消費生活センターだより「ちえのわ」のマスコットキャラクターです。愛称を1998年2月15日号の発行の「ちえのわ」と市報等で公募し、当時13歳の中学生が応募してくれた「Help」(へるぷ)の「へ」と「ぷ」から『ハプちゃん』と決定しました。

## 出前講座をご利用ください！

清瀬市消費生活センターでは、消費生活相談員が講師となり、出前講座を行っています。高齢者や障がい者を狙う悪質業者の手口や、消費者被害を発見した時の対応、見守りのポイントなどについて、具体例を交えて丁寧にお話しします。

時間 平日の午前10時～午後4時までの60分程度  
利用できる方 清瀬市内に在住・在勤・在学している方で構成された団体・グループ・サークルや自治会、老人クラブ、高齢者の見守り関係者など  
(おおむね5人以上)

会場 清瀬市内のみとなります。会場手配と準備、参加者の募集、進行などについては申込者で対応をお願いいたします。

申込み方法 消費生活センターに電話でお問い合わせください。

令和元年度消費生活講座  
第5回消費生活講座のお知らせ

## 「薬膳料理教室」



日時：7月5日(金)  
10:00～13:30

講師：森 千恵さん

(薬膳ワークショップ講師)

場所：消費生活センター  
テスト兼調理室

◆詳しいことは、6月1日号の市報をご覧ください！

# 消費生活相談の現場から

## お墓の疑問



消費者の多くは、お墓について商品としての知識は持っていません。お墓を買ってひと安心ではなく、どんな契約内容なのかを確認しましょう。消費生活相談に寄せられたお墓に関する基本的な事例をご紹介します。

**Q：お墓を購入したら、1年以内に墓石を建てるようにと言われた。その上、墓石事業者の指定をされた。自分が購入した墓なのだから自由にして良いのではないか。**

**A：**一般的に販売されているお墓は、土地・家などの不動産販売とは違い、使用権を購入するものです。こういったお墓は管理費がかかり、墓石建立が条件、あるいはセットされていて、事業者の指定をされることもあります。またお寺が管理するお墓は、お盆などの特別料金設定がされている場合があります。

**Q：お墓の管理費を長く支払わないでいたら、支払い督促の後、お墓を処分するような内容の通知が来た。お墓なのに簡単に処分ができるのだろうか。**

**A：**民間のお墓は、契約で期限を定め、管理費を支払わないお墓を撤去し、新しい使用者に販売することができるようになっています。檀家を持つお寺のお墓でも規約に定められていれば、同様の通知をすることができます。



**Q：先祖からの墓が遠方にあるが、継承者（墓守者）がいない。**

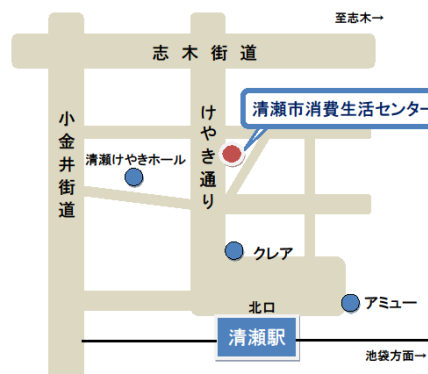
**A：**寺や墓地管理者に依頼して永代供養墓にしてもらい、また所定の手続きを経て、改葬（お墓の引っ越し）をする方法があります。最近は後継ぎを必要としない合祀墓も増えています。

## 清瀬市消費生活センター

〒204-0021 東京都清瀬市元町1-4-17  
【電話】 042(495)6211  
【FAX】 042(495)6221  
【開館時間】 午前9時～午後10時（月～土曜日）

## 消費生活相談

【相談専用電話】 042(495)6212  
【相談時間】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）  
午前10時～午後4時（正午～午後1時を除く）



使用済み小型家電回収ボックスがあります。対象は20品目です。

※目の不自由な方のために「ちえのわ」の音訳CDを製作しています。ご希望の方はご連絡ください。

【編集・発行】 清瀬市消費生活センター 清瀬市消費生活センター運営委員会  
【問い合わせ】 清瀬市消費生活センター（電話）042(495)6211

# 「終活」とは？

平成 30 年版高齢社会白書によると、総人口に占める 65 歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は 27.7% を占めており、**約 2.8 人にひとりが 65 歳** という時代になりました。長くなった「老後」は介護が必要になったり、認知症を患う人が増えたり、私たちのライフスタイルにも大きな影響を与えています。



1990 年の初めまでには、「死について考えるなど縁起でもない」「そのようなことは死後、家族が考えればいい問題」とされていました。しかしこの約 30 年間で、自分の死について考えることに対する世の中のイメージは、大きく変わりました。どんな人でも自立できなくなったら、誰かの手を借りなければなりません。これまでは、人生の終末期から死後までの手続きは家族や子孫が担うべきとされてきました。しかし家族のカタチや住まいが多様化し、家族や子孫だけでは担えない状況が生まれています。そのような中、介護や死の迎え方、葬儀や墓など、人生の締めくり方をあらかじめ考え、準備しておこうという風潮になりました。数年前メディアが「死」を連想させない「終活」という言葉を命名し、世の中に広く一気に広がりました。

「介護を受ける」「葬儀をおこなう」「墓を購入する」等、すべてが**契約**です。希望する高齢期を過ごすためにも、消費者トラブルにならないためにも「終活」について学んでみませんか。消費生活センターでもさまざまな「終活講座」を実施しています。市報で参加者を募集しますので、ぜひご参加ください。



また、施設入居、お葬式、お墓などの終活に関する消費者トラブルの時は、消費生活センターへご相談ください。商品やサービスのトラブルを専門の相談員と一緒に考え、解決のためのお手伝いをしています。料金はかかりませんので、一人でお悩みにならず、気軽にご相談ください。

## 今後の終活講座です。ぜひご参加ください！

終活講座④ 老後の生活を考える「独りの老後」に備える 6月12日（水） 講師：中村寿美子さん

◆申し込みは、5月16日（木）9：00より電話で

終活講座⑤ 遺族年金のしくみ（仮題） 11月20日（水） 講師：中島典子さん

◆詳細は10月15日号の市報掲載予定です。

終活講座⑥ 遺産相続（仮題） 12月頃の予定 講師：吉田徹さん

終活講座⑦ 遺言（仮題） 2020年 1月頃の予定 講師：吉村護さん

◆詳細は市報をご覧ください。

終活講座①は、盛況のうちに終了しました。

終活講座②・③は、定員いっぱいとなり申し込みを締め切りました。

ご自身で、ご家族で

## 終活のことを考えましょう



老後に直面する大きな問題の一つが「老・病・死」への対応です。それらについて「介護が必要になったら、どこでどんな介護を受けたいか」「治る見込みのない病気になったら、そのことを知りたいか」「余命宣告を受けたいか」「どこで最期を迎えたいか」「どんなお葬式をしたいか」元気なうちに考えてみませんか。

### ご自身の介護について考えてみましょう

高齢期の住まいは、自宅に住み続ける、元気なうちに住み替える、介護が必要になってから住み替えるなど、さまざまな選択肢があり、家族の状況や自分の健康状態、老後の資金の状況などで異なってきます。また、住み替えを考えた場合、いざ選ぶとなると高齢者向け住宅や施設は種類が多く、契約も複雑でわかりにくいのが現状です。

ある日突然、けがや病気、加齢などが原因で介護が必要になる日がやってくるかもしれません。介護保険のサービスを利用するには、居住する自治体の窓口や地域包括支援センターで**申請**が必要です。またサービスを受けるには、事業者との**契約**が必要となります。

### お墓について考えてみましょう

子どもがいないので自分の後にお墓を継ぐ人がいない、両親のお墓が遠くにあり、お墓参りに行くことが出来ない、納骨堂や樹木葬は普通のお墓とどう違うの？

家族や社会の変化とともに、先祖代々のお墓に入ることだけが常識ではなくなっています。生前に自分のお墓を立てる人も増え、縦長の墓石に先祖代々と書かれたお墓だけでなく、「夫婦だけで」「友人や仲間と」など、墓石のカたちだけでなく、一緒にお墓に入る人の顔ぶれも多様化しています。一方、継承を前提とする従来のお墓のなかには無縁化がすすんでいます。また、お墓の引っ越しや墓じまいにあたっては消費者トラブルも多発しています。

### ご家族の介護について考えてみましょう

現在は介護や支援の必要がなくても、ご家族でしっかり話し合い、事前の準備をすることが大切です。

入院中の夫が、退院後に自宅で生活するのが難しい、入院中の夫を、退院後に受け入れてくれる施設はあるのだろうか、認知症が進んでいる一人暮らしの母の老人ホームへの入居を検討しているけど、どうしたらいいのだろうか、最適な老人ホームを親に選びたいが費用はどれくらい必要かなど。

事前に話し合い、希望を聞いておくとトラブルは少なくすむかもしれません。

### 相続について考えてみましょう

遺産を相続する際に、誰が相続人になるか、相続する割合がどれくらいかは法律で定められています。相続トラブルを未然に防ぐためにも、生前に相続対策をしておきたい、親が認知症になった時の相続はどうなってしまうのだろう。相続は様々な問題が絡むので、家族だけでは円満に解決できない場合も多くあります。

### 葬儀について考えてみましょう

死亡年齢の高齢化、一人暮らし高齢者の増加、地域共同体の変容、親戚づきあいの狭小化など様々な要因に伴う人間関係の希薄により、葬儀をせず、火葬だけですませる（直葬）ケースが都内では三割近くにのぼっています。どのような形で吊ってほしいかの希望を、事前に家族や身近な人に伝えておきましょう。

他にも遺言、エンディングノート、生前整理・遺品整理・デジタル遺産等、終活の悩みはそれぞれです。人生 100 年時代を迎えつつある中、これから先の人生を、より明るくするために前向きな気持ちで準備＝終活をしませんか。もしもの時に備えておくことは、ご自身のためだけでなく、トラブルを避け、残されるご家族の負担を軽減することができます。